

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営環境の変化に対応し、且つ、株主、顧客等に信頼される公正な経営システムを構築及び運営することを重要施策として位置付けております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社多々良マネジメント	1,000,000	17.13
多々良 義成	393,712	6.74
株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)	360,900	6.18
豊トラスティ証券従業員持株会	333,720	5.71
株式会社三井住友銀行	288,600	4.94
椛田 法義	262,800	4.50
株式会社みずほ銀行	240,000	4.11
多々良 實夫	166,152	2.84
株式会社西日本シティ銀行	160,000	2.74
賀来 昌義	145,300	2.49

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主に関する事項については該当事項がないため、特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
長尾 和彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長尾 和彦			大蔵省(現・財務省)出身で、金融庁証券取引等監視委員会事務局長や(一社)日本投資顧問業協会副会長専務理事等の経歴を持っており、行政分野における多様な経験に加え、金融分野における専門的かつ客観的な経験、識見により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待して、選任しております。また、同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、特定関係事業者でもないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門(監査室)、監査役及び会計監査人は、情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図ることで内部牽制が十分機能するように努めております。また、監査上の主要な検討事項(KAM)についても、項目決定のためのリスクの洗い出し等協議を行うなど、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福島 啓史郎	他の会社の出身者													
原山 保人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島 啓史郎			農林省(現・農林水産省)出身で、同省食品流通局長や参議院議員等の経歴を持っており、行政分野における多様な経験に加え、事業経営や公共的、社会的な幅広い分野において専門的かつ客観的な経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことを期待して、選任しております。また、同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、特定関係事業者でもないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

原山 保人		通商産業省(現・経済産業省)出身で、スズキ(株)代表取締役副社長等の経歴を持っており、行政分野における多様な経験に加え、事業経営や公共的、社会的な幅広い分野において専門的かつ客観的な経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことを期待して、選任しております。また、同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、特定関係事業者でもないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	--	---

## 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span>	

### 賞与

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、当事業年度の当期純利益の金額に、その時々において経営上重視する指標を加味して算出された額を賞与として定時株主総会終了後に一括支給しております。なお、個人別の報酬額の決定方針は役付取締役等で構成される常務会にて審議され取締役会にて承認されております。

### 業績連動型株式報酬

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため業績指標を反映した非金銭報酬とし、当社普通株式を当社が定めております役員株式給付規程に従って、原則として信託を通じて給付し、取締役退任後に支給しております。

(注)1.業績連動報酬としての賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標である当事業年度の当期純利益は665百万円であります。

2.当社の業績連動型株式報酬として「株式給付信託(BBT)」を導入しております。なお、詳細は第65期有価証券報告書「第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(8)「役員・従業員株式所有制度の内容」 株式給付信託(BBT)」に記載のとおりであります。

3.業績連動報酬に係る指標について、当社は商品市場、証券市場及び為替市場等において多角的に商品デリバティブ取引業及び金融商品取引業を展開しており、また当該市場には経済情勢、相場環境等に起因するさまざまな不確実性が存在しております。このため当社は、業績連動報酬に係る指標の目標は策定しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

開示手段 有価証券報告書 営業報告書(事業報告) 事業報告書  
 開示状況 全取締役の総額開示  
 第65期(2021年3月期)当社の取締役、監査役及び社外役員に対する役員報酬等の内容額  
 取締役に支払った報酬 227百万円(社外取締役を除く)  
 監査役に支払った報酬 7百万円(社外監査役を除く)  
 社外役員に支払った報酬15百万円

算定方法の決定方針

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は持続的な企業価値の向上を図る報酬体系とし、企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬水準としております。個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置していませんが、今後は、取締役の報酬に係る取締役会の機能の独立性及び客観性と説明責任をより一層強化することができるよう独立した諮問委員会の必要性等について検討してまいります。

b. 報酬体系

報酬体系は、取締役を対象とした定額報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」により構成し、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役及び相談役(以下、「役付取締役等」という。)を対象とした前述の「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」の構成に業績連動報酬として「賞与」を加えております。また監督機能を担う社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととしております。

c. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

取締役の定例報酬及び賞与(社外取締役を除く取締役)  
 年額350百万円以内(1991年6月27日開催第35回定時株主総会)  
 取締役の業績連動型株式報酬(社外取締役を除く取締役)  
 年額19百万円以内(2016年6月29日開催第60回定時株主総会)  
 監査役の定例報酬  
 年額30百万円以内(1991年6月27日開催第35回定時株主総会)

d. 定額報酬と業績連動報酬の構成割合

各報酬要素の構成割合は、持続的な企業価値の向上を健全に動機付けることを目的として、取締役は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」との比率が概ね9:1となるよう設定しており、役付取締役等は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「賞与」並びに「業績連動型株式報酬」との比率が概ね6:3:1となるよう設定しております。

e. 取締役の報酬等の決定方針

固定(定例)報酬としての「基本報酬」

役位、職責及び在任年数等に応じて支給額を決定するものとしております。なお、個人別の報酬額の決定方針は取締役会にて承認されております。

業績連動報酬としての「賞与」及び「業績連動型株式報酬」[インセンティブ関係]取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況に記載しております。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、対象取締役の報酬等について個人別の報酬額の原案を作成し、当社取締役会において当該原案に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長(以下、「代表取締役」という。)に対象取締役の個人別の報酬額の決定を委任することについて審議及び決議を行い、対象取締役の個人別の報酬額の決定を代表取締役へ委任しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び役付取締役等の当社の業績を踏まえた賞与の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、各役付取締役等の当社業績への貢献度の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、委任された権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役が決定した対象取締役の個人別の報酬額を、役付取締役等で構成される常務会にて審議させた上で当該報酬等の内容が各職責を踏まえた適正な水準であることを確認し、当該報酬等の内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

社外取締役及び社外監査役のサポート体制については、現行、社外取締役及び社外監査役を補助する組織、人員は配置されておませんが、必要に応じて総務部門の事務局スタッフ等が対応しております。

また、総務部から定期的にまたは状況により随時報告その他適宜必要な情報を提供しております。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)** 更新

1 業務執行

a. 取締役会及び常務会

当社の最高経営機関である取締役会は、各事業部門の責任者を兼ねる取締役を含めて構成され、定例取締役会を月1回、必要に応じて随時取締役会を開催しており、法令、定款に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を審議し決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。併せて役付取締役をもって構成される常務会では、取締役会において決定した経営に関する重要事項の方針に基づき、業務運営の調整、効率化を図るため適宜開催し、業務執行状況等に対する審議機関の役割も担っております。取締役は、提出日現在11名(うち社外取締役1名)であります。なお、当社の定款において、取締役の員数を15名以内と定めております。また、取締役会は11名の取締役(うち社外取締役1名)で、常務会については4名の役付取締役にて構成されております。

取締役会	常務会	役職名	氏名
議長	構成員	代表取締役会長	多々良實夫
構成員	議長	代表取締役社長	安成政文
構成員	構成員	専務取締役	多々良孝之
構成員	構成員	専務取締役	安達芳則
構成員		取締役	日下伸一
構成員		取締役	瀧田照久
構成員		取締役	鷹塚浩
構成員		取締役	宮下芳範
構成員		取締役	大橋正直
構成員		取締役相談役	多々良義成
構成員		社外取締役	長尾和彦

当社の監査役制度は、取締役との独立性を重視した陣容により、取締役の業務執行に対する監査を行うとともに、監査役会を定期的に、また状



況に応じて随時開催し、監査役相互の情報交換等を通して経営監視機能の強化に努めております。監査役は、提出日現在3名(うち社外監査役2名)であります。なお、当社の定款において、監査役の員数を4名以内と定めております。

b.監査役会	役職名	氏名
議長	常勤監査役	齋藤 正和
構成員	社外監査役	福島 啓史郎
構成員	社外監査役	原山 保人

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が当社の従業員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものと規定しており、また、監査役の職務を補助する従業員を総務部に設置し、監査役の事務処理等を補助させる態勢としております。

監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関するための体制  
当社は、監査役の職務の独立性を確保するため、前項の従業員が行う監査業務の補助については、所属部門の取締役の指揮命令を受けないものと定めております。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から従業員に対し、監査役の職務の補助業務の遂行の指示があった場合には、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものと定めております。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する体制とします。また、内部通報窓口担当は、内部通報窓口への通報の状況を定期的に監査役に報告します。その際、通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に報告します。

監査役へ報告をしたグループ会社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役及び従業員に周知徹底します。

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理します。

監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会や重要な会議等への出席及び稟議等の業務執行に係る重要な書類の閲覧などで、グループ会社の業務の執行状況等について監査し、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、職務の執行に際して必要な場合は弁護士等の外部の専門家を活用します。

#### c. 委員会

当社における経営上のリスク管理に関して標準的な事項を定め、経営上のリスク発生防止と顕在化した経営上のリスクに適切に対応することで、企業損失の最小化を図ることを目的として次の9名により構成される経営リスク管理委員会を設置しております。また、委員会は毎月定期的に開催され経営上のリスクについて協議、評価し、必要により対策案を立て代表取締役社長の承認を得て実行できる権限を有しております。

経営リスク管理委員会	役職名	氏名
委員長	取締役コンプライアンス部長	瀧田照久
副委員長	執行役員総務部長	松本一明
構成員		宮下芳範
構成員		渡辺敏成
構成員		吉田尚子
構成員		高森孝之
構成員		早川裕之
構成員		南川浩之
構成員		中村勇男

#### d. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当事業年度において当社は取締役会を全15回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。また、業務執行に対する審議機関として業務運営の調整、効率化のため、常務会を全13回開催しております。

#### 2 社外役員状況

##### a. 提出会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社では、提出日現在において、社外取締役1名並びに社外監査役2名を選任しております。

社外取締役長尾和彦氏は、大蔵省(現・財務省)出身で、金融庁証券取引等監視委員会事務局長や(一社)日本投資顧問業協会副会長専務理事等の経歴を持っており、行政分野における多様な経験に加え、金融分野における専門的かつ客観的な経験、識見に基づいて、専門的かつ客観的な立場から当社の経営全般に対する適宜な助言等を通して取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督を図るものであります。社外取締役長尾和彦氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役長尾和彦氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役福島啓史郎氏は、農林省(現・農林水産省)出身で、同省食品流通局長や参議院議員等の経歴を持っており、行政分野における多様な経験に加え、事業経営や公共的、社会的な幅広い分野において専門的かつ客観的な経験、識見に基づいて、公正的かつ中立的な立場から監査を行うことにより公正で透明な企業活動の実効性を確保するものであります。

社外監査役原山保人氏は、通商産業省(現・経済産業省)出身で、スズキ㈱代表取締役副社長等の経歴を持っており、行政分野における多様な経験に加え、事業経営や公共的、社会的な幅広い分野において専門的かつ客観的な経験、識見に基づいて公正的かつ中立的な立場から監査を行うことにより公正で透明な企業活動の実効性を確保するものであります。

社外監査役両氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

##### b. 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、取引所の独立役員としての独立性に関する判断基準等を参考にしております。

#### 3 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当事業年度において当社は取締役会を全15回開催しており、また、監査役会を全13回開催しております。社外取締役1名及び社外監査役2名の出席状況については次のとおりであります。

社外取締役新欣樹氏は、当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、議案審議等に適切な発言を適宜行い取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督に努めております。

社外監査役福島啓史郎氏は、当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。

社外監査役長尾和彦氏は、当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。

さらに社外監査役両氏は他の監査役とともに、内部監査部門(監査室)、会計監査人と、それぞれ相互に定期的に又は状況に応じて随時、情報交換を行うとともに、相互の連携に努めております。

#### 4 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成されており、常勤監査役齋藤正和氏は、当社のコンプライアンス部及び総務部での豊富な知識と経験を有し、法令等遵守に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役の職務を補助する従業員を総務部に設置し、監査役の事務処理等を補助させる態勢としております。

当事業年度において当社は監査役会を全13回開催しており、監査役3名の出席状況については次のとおりであります。常勤監査役篠塚幸治氏は、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。社外監査役篠島啓史郎氏は、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。社外監査役長尾和彦氏は、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。監査役会における主な検討事項は、以下のとおりであります。

- a. 内部統制システムの構築及び運用状況
  - b. 会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況
- また、常勤の監査役の活動は、以下のとおりであります。
- a. 取締役会その他の重要な会議への出席
  - b. 取締役及び関係部門から営業の報告、その他の必須事項の聴取
  - c. 重要な決裁書類、契約書等の閲覧
  - d. 主要な支店を含む重要な部門並びに主要な子会社等の業務及び財産状況の調査
  - e. 内部統制システムの有効性を確認するため、内部統制部門(監査室)の監査及び検証結果の聴取、又は意見交換の実施
  - f. 会計監査人との連携を図り、監査方法の妥当性の確認と評価

#### 5 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査規程に基づいて、会計監査人及び監査役との協調を図りながら実施し、原則としてすべての本支店について実地監査を行うこととしており、その充実に努めております。当社の監査体制は、業務執行部門とは独立した内部監査部門(監査室)を中核とする内部監査プロジェクトチーム(人員28名)を編成し、「受託業務活動における適正化」の観点に注視して、業務監査、会計監査及び個人情報監査等を実施しております。当事業年度においては、内部監査では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により一部の部門においての実地監査の実施になっておりますが、内部監査における監査結果報告等については、取締役会に定期的にあるいは状況に応じて適宜報告され、併せて監査役に報告されております。

内部監査部門(監査室)、監査役及び会計監査人は、情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図ることで内部牽制が十分機能するように努めております。また、監査上の主要な検討事項(KAM)についても、項目決定のためのリスクの洗い出し等協議を行うなど、緊密な連携を図っております。

#### 6 会計監査の状況

- a. 監査法人の名称 東陽監査法人
- b. 継続監査期間 12年間
- c. 業務を執行した公認会計士 指定社員業務執行社員 水戸信之 大橋睦
- d. 監査業務に係る補助者の構成 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者3名及びその他1名であります。
- e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、東陽監査法人より同法人の概要等についての説明を受け、同法人の品質管理体制、独立性、専門性の有無、当社の事業分野への理解度及び監査報酬等を総合的に勘案し、監査役会が評価した結果、当該監査法人を会計監査人並びに監査公認会計士等として選定する事が妥当であると判断いたしました。

会計監査人の解任又は不再任の決定方針は、監査役会は、当該監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合、会計監査人としての職務を適正に遂行することに支障があると判断した場合、その必要があると判断した場合は、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任について決議して株主総会に提案します。また、監査役会は会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により監査役会が当該会計監査人を解任します。

#### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査法人の評価を行っております。この評価については同監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適正性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものかどうかを確認しております。

#### 7 監査報酬の内容等

##### a. 監査公認会計士等に対する報酬

2021年3月期に係る会計監査人の監査証明業務に基づく報酬の額 31百万円

2021年3月期に係る会計監査人の非監査業務に基づく報酬の額 0百万円

当社における非監査業務の内容は、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」に係る顧客資産の分別管理に関する保証業務及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」に係る顧客預り金の区分管理の状況に関連して合意された手続業務であります。

##### b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Crowe Global)に対する報酬(aを除く) 該当事項はありません。

##### c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当社グループにおける監査証明業務に基づく報酬の内容については、金額が僅少なため重要性が乏しく開示の必要性が大きいと考えられるため、開示を省略しております。

##### d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針について、監査日数、当社の規模及び業務の特性等の要素を勘案して適切な水準となるように決定しております。

##### e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、公正で透明な企業活動の充実化を図り、経営監視機能の強化に努めております。また、当社の最高経営機関である取締役会は、経営戦略等の意思決定を行うとともに企業活動における業務執行の監督強化に努めております。このほかに、業務運営の一体化を促進するため、執行役員制度を導入するなど、意思決定の迅速化と情報の共有化に努めております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の約3週間前を目途としております。
その他	2021年3月末の総株主数は1,149名のため、議決権等の事務処理に関して、現行特段の支障はないが、今後、株主数の増加等状況に応じて、円滑化等に取組んでまいりたいと考えております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のIRポリシーをホームページの「IR情報」にて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、有価証券報告書等の開示資料並びにIR説明資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	組織上、独立の部署は設置されていないが、兼務担当者を置いております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IRポリシーに基づき、ホームページを活用し、情報開示を公平かつ迅速に開示しております。
その他	当社は、株主、顧客、取引先その他当社を取り巻く利害関係者に対して信頼される公正な経営システムを構築及び運営することを重要な施策として位置付けており、その主旨に沿って業務運営に取り組んでおります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### a. 内部統制システム

当社の内部統制システムは、次のとおりであります。

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各分野の基本規程にコンプライアンス(法令順守)を盛り込み、必要な業務規程を定めております。また各部門の責任及び権限を明確にするために、業務分掌規程や業務マニュアル等を制定及び作成しております。これらの規程等は周知し適宜見直します。

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策を始めとした反社会的勢力への実務対応においても、法令や社会からの要請に応え、反社会的勢力との関係を遮断します。

コンプライアンス研修等を通じ、当社及び子会社からなるグループ全体に適切なコンプライアンス体制を構築していきます。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間及び管理方法等を定めた社内規程を制定し、適切に保管します。

取締役の職務に執行に係る情報とは取締役会議事録、重要な会議の議事録、各種契約書類、各業務の法定帳簿、財務会計に係る計算書類及び各種の稟議書等となります。

##### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、組織、業務分掌、職務権限、委員会及び稟議等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制を構築していきます。

##### 4. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の適用に伴い、財務報告の信頼性を確保する観点から内部統制の一層の充実を図るべく内部統制体制の整備等に取り組んでおります。当事業年度において、内部監査部門(監査室)の主導のもとに、内部統制の整備、運用の評価を実施しております。

#### b. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、次のとおりであります。

##### 1. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の健全性及び適切性確保のため、事業環境に係るリスクに対して統合的なリスク管理を行うための規程を定め、当該リスク管理を行う委員会を設置し、リスク管理の実効性の向上に努めます。また、委員会は把握するリスクについて、定期的に当該リスクを数値化し、立案したリスク対策とともにリスク報告書として取締役会等へ報告します。

##### 2. コンプライアンスに適合することを確保するための体制

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス部の主導により各種の社員研修を通してコンプライアンスを周知徹底するとともに、内部監査時においてもコンプライアンス態勢の強化に努めております。当事業年度において、金融商品取引法及び商品先物取引法等の法令を遵守するため、主として営業社員を対象に勧誘規制等の受託業務活動の適法及び適正化を含む社員研修を実施しております。コンプライアンスにおける監査結果報告等については、取締役会等に定期的にあるいは状況に応じて適宜報告され、併せて監査役会に報告されております。

##### 3. 個人情報の保護に適合することを確保するための体制

「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)につきましては、取締役及び従業員のすべてが個人情報保護法における一般的かつ必要条件を満たす基礎的知識を習得するとともに、社員研修も併せて実施し、その啓発に努めております。個人情報保護法に関連して、情報セキュリティの一層の強化を図るべく諸施策を実施、運用しております。また、情報セキュリティ管理規程に「サイバーセキュリティ」を「情報セキュリティリスク」として明確化するとともに外部業者によるサイバーセキュリティに係る「脆弱性診断」を実施し、その結果に対して改修対応を適宜実施しております。

#### c. 当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するための体制

##### 1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、グループ会社の管理に関する規程を定め、子会社の取締役等が当該規程に基づき、業績及び財務等の状況について定期的に当社代表取締役へ報告する体制としております。

##### 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、各子会社の業務の健全性及び適切性確保のため、諸規程を定め、適切にリスク発生等の把握に努めております。各子会社の取締役等からのリスク等に関する報告を基に当社と連携するなど、グループ会社一体として損失の危険を管理する体制を構築していきます。

##### 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われるため、各子会社においてグループ会社管理、業務分掌、職務権限及び稟議等の諸規程を定めております。当該諸規程により当社への報告すべき事項を明確にし、また、子会社の取締役等の職務範囲及び権限を明確にすることにより、子会社事業の運営が効率的に行える体制を構築していきます。

##### 4. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社は、子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各子会社の基本規程にコンプライアンスを盛り込み、各業務の責任及び権限等を明確にするために必要な諸規程、業務マニュアル等を制定及び作成しております。これら規程等の周知を図り、各子会社に適切なコンプライアンス体制を構築していきます。

#### d. 責任限定契約

会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### e. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

#### f. 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

#### g. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

業績の状況により株主への利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### h. 株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序と安全を確保し、事業の適切性と健全性を維持するために、社会に脅威を与える反社会的勢力による不当な誘引並びに脅迫に対して、断固たる姿勢でこれを拒絶し反社会的勢力とのあらゆる関係を排除することを宣言します。

1.当社は反社会的勢力からの不当要求を断固として拒絶します。

反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、不当な誘引並びに脅迫などの不当要求には屈することなく断固として拒絶します。

2.当社は反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもちません。

当社のあらゆる事業活動において、社会秩序の維持と安全の確保により、適切な事業展開と健全性が維持出来るものと認識し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する体制の構築に取り組めます。

3.当社は外部専門機関と連携関係を構築し反社会的勢力排除を全社的に取組めます。

反社会的勢力による、業務上の過失、事故、不注意等に起因する不当要求等に対して、断固として拒絶し外部専門機関(警察、顧問弁護士、暴力追放運動推進センター等)と連携して、法令等に則して対処することを社長以下組織全体で取組めます。

